

令和6年度

洲本市社会福祉協議会 歳末たすけあい配分金要項

「年末年始地域ささえあい助成事業」

～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

1. 目的

歳末たすけあい配分金により、年末・年明け時期にふれあい活動や交流を中心とした地域福祉の推進を目的とする福祉活動を支援し、地域福祉力の向上を目指します。

2. 助成対象の団体

洲本市内の町内会、地区社協、子ども会、ボランティア・NPO・当事者支援団体等で
①10人以上で活動 または、②5人以上で年6回以上活動し、助成を希望する団体。
※介護保険制度、障害者総合支援法等に基づく事業については対象外です。

3. 配分項目

（1）小地域福祉活動支援事業（地区社協、町内会、ミニデイサービス、ふれあい給食等）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の人々が自主的に取り組む、ささえあい活動を支援する助成です。

【助成予定額 3万円以内】

（2）ボランティア・NPO・当事者支援事業

ボランティアグループ、NPO法人、当事者団体の活動・運営を支援する助成です。

【助成予定額 3万円以内】

（3）住民参加の「福祉のつどい」「チャリティイベント」等の開催支援事業

地域住民参加の年末・年始に洲本市内の会場にて開催する福祉イベントに対する助成です。

【助成予定額 5万円以内】

4. 配分金総額

令和6年度については総額 2,090千円（予定）とし、対象活動の規模等を勘案しながら決定します。



5. 対象事業期間

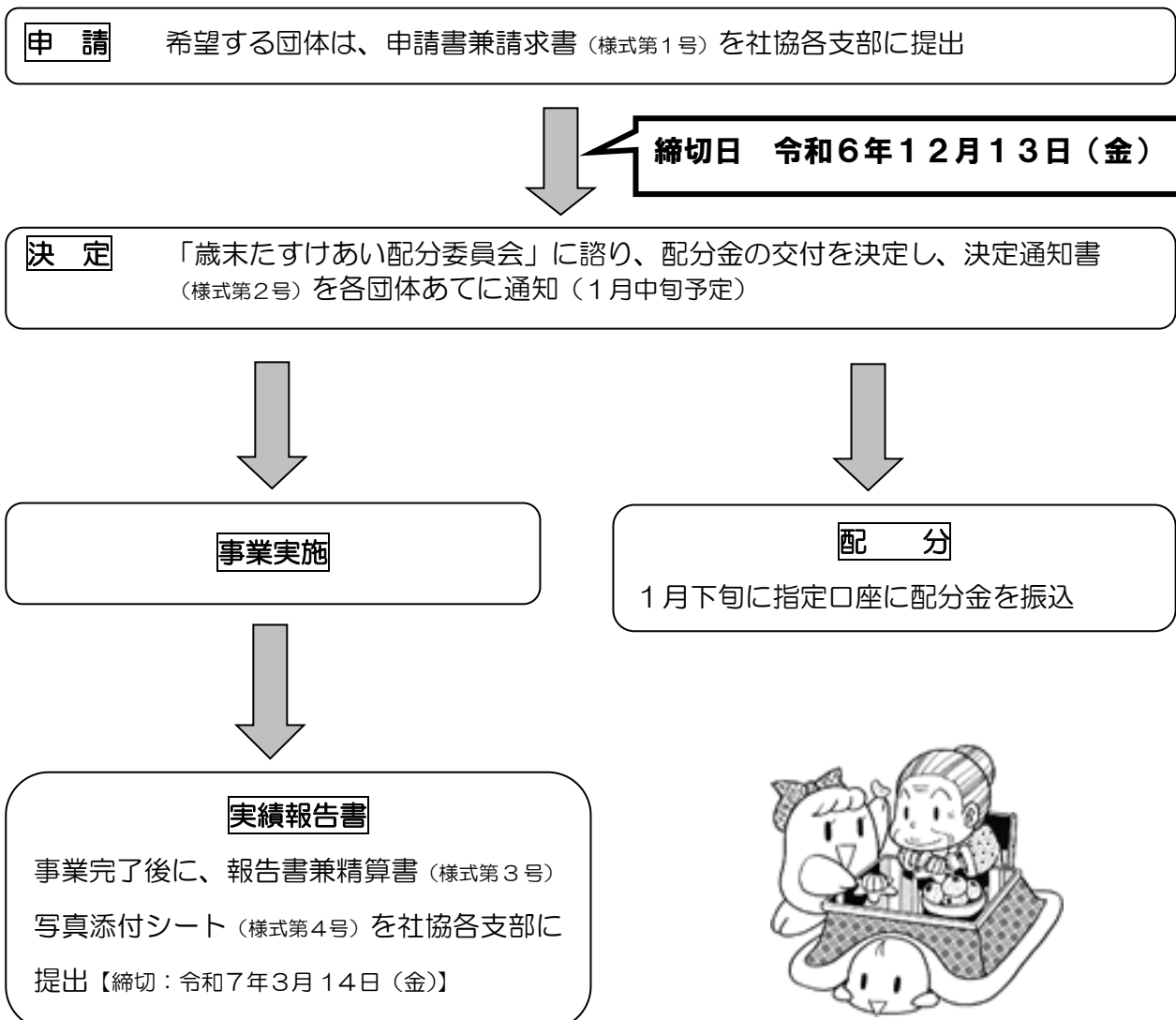
令和6年12月1日～令和7年2月28日までの事業

※通年にわたり、一体的な活動を実施する団体については、対象事業期間に対する継続性があるため、令和6年度中の活動に充てることが出来ます。

6. 対象条件

- ①資金については、当該グループ自身も努力していることを優先します。
- ②対象事業が公的な援助、あるいは洲本市社協助成を受けている事業については、対象外とします。
- ③事業を実施する場合は、「歳末たすけあい配分金の助成を受けてこの事業を実施しています」と案内状、広報チラシ、パンフレット等に明記してください。

7. 申請の流れ



8. 事業の実施及び決算報告

(1) 報告書類

所定の「報告書兼精算書」(様式第3号)に必要事項を記入し報告を行ってください。
「写真添付シート」(様式第4号)も合わせて提出をお願いします。

(2) 報告日

①事業終了後、速やかに報告していただきます。

尚事業内容によっては、**令和7年3月14日(金)**までに報告してください。

②報告のない場合は、次年度以降受付いたしません。

※ 報告書に記載された情報や写真等は社協広報紙の掲載や事業報告等の業務に、
使用させていただきます。

※ 報告書に記載された個人情報、適切に取扱い許可なく第三者に提供しません。

9. その他

(1) 助成金交付の決定を受けた団体が、次の事項に該当した場合は、助成金の交付の全部または一部を取り消し、返還していただくことになります。

- ① 助成事業を中止した場合
- ② 不正または虚偽の申請があったとき

(2) 助成事業の財源である「歳末たすけあい募金」の募金額や申請団体数の増減等により、助成金の上限額も変動する場合がありますのでご承知下さい。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会

〈本部・洲本支部〉

〒656-0024 洲本市山手二丁目2-26 やまて会館内

TEL (0799) 26-0022 / FAX (0799) 26-0021

〈五色支部〉

〒656-1334 洲本市五色町広石中90-5 洲本市五色地域福祉センター内

TEL (0799) 35-1166 / FAX (0799) 35-1167





この助成は、「歳末たすけあい募金」の配分金を財源としています。
たくさんの活動に助成を行うため、皆様の募金へのご協力をお願いいたします。